

新冠町プレミアム付商品券

～販売のお知らせ～

令和元年10月1日に予定されている消費税率引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、プレミアム付商品券を発行します。

《商品券の内容》

対象の方1人当たり、

総額 25,000円分の商品券を20,000円で
購入できます。※5千円分（販売額4千円）ずつの分割購入も可能です。

《対象者》 ※以下のどちらか一つに該当する方が対象となります。

- (1) 令和元年度住民税非課税者（課税者に扶養されている方、生活保護を受給されている方は除く。）
- (2) 3歳未満の子がいる世帯の世帯主（平成28年4月2日～令和元年9月30日生）

《商品券の購入方法》

【令和元年7月1日以降】

- (1) に該当する方は、**商品券購入引換券交付申請書**を役場に提出
- (2) に該当する方は、申請不要。直接、購入引換券が自宅に届く

【申請時に必要な物】

- ・申請窓口に来られる方の身分証明書（免許証、保険証など）
- ・印鑑

【令和元年9月27日以降】

審査の結果、対象と認められると9/27以降、**購入引換券**が自宅に届く

【令和元年10月1日以降】

購入引換券を役場に持参し、必要な金額を購入 ※現金のみ、分割購入可能

※商品券購入引換券交付申請に限り、郵送請求も可能となりますので、希望される方は担当窓口までお問い合わせ下さい。（役場町民生活課 TEL47-2112）

《新冠町の受付期間》

- 申請受付 : 令和元年 7月 1日（月）～令和元年12月2日（月）まで
引換券発行 : 令和元年 9月27日（金）～随時
商品券販売 : 令和元年10月 1日（火）～令和2年1月31日（金）まで
使用期限 : 令和2年 2月29日（土）まで

《取扱商店》

町内にある事業所において、利用できるよう検討しています。
取り扱い事業所が決まり次第、改めてお知らせします。

ご 注 意

- 申請期間を過ぎると、引換券の発行や商品券の購入が出来なくなります。希望される方は、必ず期間内にお願いします。
- 商品券には使用期限があり、未使用の場合は返金されませんのでご注意ください。また、使用時にお釣りも出ません。
- 引換券や商品券は再発行できません。また、たばこ、プリペイドカード、税金などの支払いには使用できません。
- 非課税の方は、平成31年1月1日時点で住民票のある市町村で申請が可能です。
- 令和元年度の町民税が「課税されていない方」が対象となります。所得の申告をされないと対象かどうかの判断がつかみませんので、申請前に申告を済ませるようにして下さい。
- 3歳未満の子の世帯主の方は、令和元年6月1日時点の住民票がある市町村で申請が可能です。
- 振り込め詐欺や個人情報の詐欺にご注意下さい。

~~~~~

### ＜購入パターンの例＞

例 1) 3歳未満の子が2人いる課税世帯の世帯主

2万円×子2人分=4万円で、最大5万円分の商品券が購入可能

例 2) 3歳未満の子が2人いる非課税世帯、父母、子2人

非課税 2万円× 4人分=8万円で、10万円分の商品券

3歳未満 2万円×子2人分=4万円で、 5万円分の商品券

合計12万円で、最大15万円分の商品券が購入可能

~~~~~

その他不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新冠町役場町民生活課内「新冠町プレミアム付商品券」窓口

お問合せ先：0146-47-2112